

# 山口県報

平成24年  
12月28日  
(金曜日)

## 目 次

人委規則  
住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………  
特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………



住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十三号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年山口県人事委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、「父母又は配偶者の父母で、」を削り、「限る。以下同じ。）」の下に「が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、「父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者」を加え、「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三条及び第四条を削る。

第五条中「第十条の四第一項第三号」を「第十条の四第一項第二号」に、「第十二条の三第一項第三号」を「第十二条の三第一項第二号」に改め、同条を第三号とする。

第六条中「第十条の四第一項第三号」を「第十条の四第一項第二号」に、「第十二条の三第一項第三号」を「第十二条の三第一項第二号」に改め、同条を第四号とする。

第七条第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「額、住宅の所有関係等」を「額等」に改め、同条を第五条とし、第八条を第六条とする。

第九条中「第七条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第十条第一項中「第七条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項前段を次のように改め、同条を第八条とする。

住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

第十一条を第九条とし、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十四年十二月二十八日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十四号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十条第一項第一号二」を「第十条第一項第一号ホ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十条第一項第一号八」を「第十条第一項第一号二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十条第一項第一号ロ」を「第十条第一項第一号ハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十条第一項第一号ロに規定する伝染性疾患は、次に掲げる疾病とする。

一 口蹄疫

二 高病原性鳥インフルエンザ

三 低病原性鳥インフルエンザ

附 則

平成  
二十四年  
十二月  
二十八日  
発行

発行  
行人所

山山  
口口  
県県  
知知  
事事  
庁庁

この規則は、公布の日から施行する。